

国際機関から支払われる金銭の課税関係に関する条約や協定の規定

国際連合

○ 国際連合の特権及び免除に関する条約（抄）

第五条 職員

第十八項 国際連合の職員は、

- (a) 省略
- (b) 国際連合が支払った給料及び手当に対する課税を免除される。
- (c) ～ (g) 省略

国際連合の専門機関

○ 専門機関の特権及び免除に関する条約（抄）

第六条 職員

第十九項 専門機関の職員は、

- (a) 省略
- (b) 専門機関が支払った給料及び手当に関して、国際連合の職員が享有する課税の免除と同一の課税の免除を同一の条件で享有する。
- (c) ～ (f) 省略

第十条 附属書及び各専門機関に対する適用

第三十三項 基本条項は、第三十六項及び第三十八項に定める各専門機関に関する附属書の最終本文（又はその改正本文）に規定する修正に従うことを条件として、当該専門機関に適用する。

附属書の最終本文

附属書Ⅰ 国際労働機関

基本条項は、次の規定に従うことを条件として、国際労働機関に適用する。

1～3 省略（課税免除に関する規定なし）

附属書Ⅱ（改正本文） 国際連合食糧農業機関

基本条項は、次の規定に従うことを条件として、国際連合食糧農業機関（以下「機関」という。）に適用する。

1～3 省略（課税免除に関する規定なし）

附属書Ⅲ 国際民間航空機関

基本条項は、次の規定に従うことを条件として、国際民間航空機関（以下「機関」という。）に適用する。

1・2 省略（課税免除に関する規定なし）

附属書Ⅳ 国際連合教育科学文化機関

基本条項は、次の規定に従うことを条件として、国際連合教育科学文化機関（以下「機関」という。）に適用する。

1～3 省略（課税免除に関する規定なし）

附属書V 国際通貨基金

この条約（この附属書を含む。）は、次の規定に従うことを条件として、国際通貨基金（以下「基金」という。）に適用する。

- 1 省略
- 2 この条約（この附属書を含む。）の規定は、基金協定を修正し、又は改正するものではなく、また、その修正又は改正を要求するものでもない。これらの規定は、また、基金又はその加盟国、総務、理事、代理、職員若しくは使用人に対し基金協定により又は基金の加盟国若しくはその政治的下部機構の法令その他によつて与えられる権利、特権又は免除を害し、又は制限するものではない。

○ 国際通貨基金協定（抄）

第九条 地位、免除及び特権

第九項 課税の免除

- (a) 省略
- (b) 基金がその理事、理事代理、職員又は使用人に支払う給料その他の給与に対し又はこれらの給与に関しては、これらの者が当該加盟国の市民、臣民その他の国民でないときは、いかなる租税をも課してはならない。
- (c) 省略

附属書VI 国際復興開発銀行

この条約（この附属書を含む。）は、次の規定に従うことを条件として、国際復興開発銀行（以下「銀行」という。）に適用する。

- 1・2 省略
- 3 この条約（この附属書を含む。）の規定は、銀行協定を修正し、又は改正するものではなく、また、その修正又は改正を要求するものでもない。これらの規定は、また、銀行又はその加盟国、総務、理事、代理、職員若しくは使用人に対し銀行協定により又は基金の加盟国若しくはその政治的下部機構の法令その他によつて与えられる権利、特権又は免除を害し、又は制限するものではない。

○ 国際復興開発銀行協定（抄）

第七条 地位、免除及び特権

第九項 課税の免除

- (a) 省略
- (b) 銀行がその理事、代理、役員又は使用人に支払う給料その他の給与に対し又はこれらに関しては、これらの者が当該加盟国の市民、臣民その他の国民でないときは、いかなる租税も課してはならない。
- (c)・(d) 省略

附属書VII（改正本文） 世界保健機関

基本条項は、次の規定に従うことを条件として、世界保健機関（以下「機関」という。）に適用する。

- 1～4 省略（課税免除に関する規定なし）

附属書Ⅷ 万国郵便連合

基本条項は、修正することなく適用する。

附属書Ⅸ 国際電気通信連合

基本条項は、修正することなく適用する。もつとも、国際電気通信連合は、第四条第十一項に定める「通信に関する便益」に関し、連合自身のために特権的待遇を享有することを要求しない。

附属書ⅩⅠ 世界気象機関

基本条項は、修正することなく適用する。

附属書ⅩⅡ 政府間海事協議機関 (現在は、国際海事機関)

1・2 省略 (課税免除に関する規定なし)

附属書ⅩⅢ 国際金融公社

この条約 (この附属書を含む。) は、次の規定に従うことを条件として、国際金融公社 (以下「公社」という。) に適用する。

1～4 省略

5 この条約 (この附属書を含む。) の規定は、公社協定を修正し、又は改正するものではなく、また、その修正又は改正を要求するものでもない。これらの規定は、また、公社又はその加盟国、総務、理事、代理、職員及び使用人に対し公社協定により又は公社の加盟国若しくはその政治的下部機構の法令その他によつて与えられる権利、特権又は免除を害し、又は制限するものではない。

○ 国際金融公社協定 (抄)

第六条 地位、免除及び特権

第九項 課税の免除

(a) 省略

(b) 公社がその理事、代理、役員又は使用人に支払う給料その他の給与に対し又はこれらに関しては、これらの者が当該加盟国の市民、臣民その他の国民でないときは、いかなる租税も課してはならない。

(c)・(d) 省略

附属書XIV 国際開発協会

この条約（この附属書を含む。）は、次の規定に従うことを条件として、国際開発協会（以下「協会」という。）に適用する。

1・2 省略

3 この条約（この附属書を含む。）の規定は、協会協定を修正し、又は改正するものではなく、また、その修正又は改正を要求するものでもない。これらの規定は、また、協会又はその加盟国、総務、理事、代理、職員若しくは使用人に対し協会協定により又は協会の加盟国若しくはその政治的下部機構の法令その他によつて与えられる権利、特権又は免除を害し、又は制限するものではない。

○ 国際開発協会協定（抄）

第八条 地位、免除及び特権

第九項 課税の免除

(a) 省略

(b) 協会がその理事、代理、役員又は使用人に支払う給料その他の給与に対し又はこれらに関しては、これらの者が当該加盟国の市民、臣民又は国民でないときは、いかなる租税をも課してはならない。

(c)・(d) 省略

附属書XV 世界知的所有権機関

基準条項は、次の規定に従うことを条件として、世界知的所有権機関（以下「機関」という。）に適用する。

1・2 省略（課税免除に関する規定なし）

アジア開発銀行

○ アジア開発銀行を設立する協定（抄）

第五十六条 課税の免除

1 省略

2 銀行が理事、代理、役員又は使用人（銀行のための任務を遂行する専門家を含む。）に支払う給料その他の給与に対し又はこれらの給与に関しては、いかなる租税も課してはならない。ただし、加盟国が自国の市民又は国民に銀行から支払われる給料その他の給与に対して自国及びその行政区画が課税する権利を留保する旨の宣言を批准書又は受諾書とともに寄託する場合は、この限りでない。

3・4 省略

[参考]留保宣言あり（昭和41年8月22日）

アフリカ開発基金

○ アフリカ開発基金を設立する協定（抄）

第四十九条 課税の免除

1～3 省略

4 基金が総裁及び要員（基金のために任務を遂行する専門家を含む。）に支払う給料その他の給与に対し又はこれらの給与に関しては、いかなる税をも課してはならない。

第五十八条 留保

いずれの国も、批准書、受諾書又は承認書の寄託の時に、次のことを宣言することができる。

(i) 省略

(ii) 自国の市民、国民又は居住者に基金が支払う給料その他の給与について自国及びその行政区画が課税する権利を留保すること。

(iii)・(iv) 省略

[参考]留保宣言あり（昭和48年6月27日）

アフリカ開発銀行

○ アフリカ開発銀行を設立する協定（抄）

第五十七条 課税の免除

(1) 省略

(2) 銀行が理事、理事代理、役員若しくは専門職員に支払う給料その他の給与に対し又はこれらの給与に関しては、いかなる課税も行つてはならない。

(3)・(4) 省略

第六十四条 批准、受諾、加入及び加盟国の地位の取得

(1)・(2) 省略

(3) いずれの国も、批准書又は受諾書の寄託の時に、銀行が自国の市民、国民又は居住者に支払う給料その他の給与について自国及びその行政区画が課税を行う権利を留保することを表明することができる。

[参考]留保宣言あり（昭和58年2月3日）

欧州復興開発銀行

○ 欧州復興開発銀行を設立する協定（抄）

第五十三条 課税の免除

1～5 省略

6 銀行の理事、理事代理、役員及び使用人は、この協定の効力発生の日から一年以内に総務会が定める条件及び採択する規則に従い、銀行が支払う給料その他の給与に関し銀行の利益のために事実上の内部税を課される。この税が適用される日から、当該給料その他の給与は、国内の所得税を免除される。ただし、加盟国は、他の源泉からの所得に対して課する租税の額を算定するときは、このように免除された給料その他の給与を考慮に入れることができる。

7 6の規定にかかわらず、加盟国は、自国の市民又は国民に銀行が支払う給料その他の給与に対し、自国又はその行政区画若しくは地方政府が課税する権利を留保する旨の宣言を批准書、受諾書又は承認書とともに寄託することができる。銀行は、このような租税の納付、源泉徴収又は徴収の義務を免除される。銀行は、当該租税のためのいかなる補償も行わない。

8 6の規定は、銀行が支払う年金については、適用しない。

9・10 省略

[参考]留保宣言あり（平成3年4月2日）

米州開発銀行

○ 米州開発銀行を設立する協定（抄）

第十一条 地位、免除及び特権

第九項 課税の免除

- (a) 省略
- (b) 銀行が理事、理事代理、役員若しくは使用人に支払う給料その他の給与に対し又はこれらの給与に関しては、これらの者が当該加盟国の市民又は国民でないときは、いかなる課税をも行つてはならない。
- (c)・(d) 省略

米州投資公社

○ 米州投資公社を設立する協定（抄）

第七条 法人格、免除、課税の免除及び特権

第九項 課税の免除

- (a) 省略
- (b) 公社が役員若しくは使用人に支払う給料その他の給与に対し又はこれらの給与に関しては、これらの者が活動を行つている加盟国の市民又は国民でないときは、いかなる課税をも行つてはならない。
- (c)・(d) 省略

経済協力開発機構

○ 日本国における経済協力開発機構の特権及び免除に関する日本国政府と経済協力開発機構との間の協定（抄）

第一条

機構、機構の職員及び機構における加盟国の代表者は、日本国の領域において、千九百四十八年四月十六日の欧州経済協力機構条約に附属する第一補足議定書第一条から第十九条までに規定する法律上の能力、特権及び免除を享有する。

[参考 1] 欧州経済協力機構条約に附属する第一補足議定書（抄）

第十四条 機構の職員は、

- (a) 省略
- (b) 機構が支払つた給料及び手当に対する課税に関して、主要な国際機関の職員が享有する免除と同一の免除を同一の条件で享有する。
- (c) ~ (f) 省略

[参考 2] 協定の規定の適用範囲に関する交換公文（抄）

- 2 千九百四十八年四月十六日の欧州経済協力機構条約に附属する第一補足議定書第十四条 (b) の規定の協定に基づく適用は、経済協力開発機構が日本国民に対して支払う給与及び手当に対して、日本国政府及び地方公共団体が日本国の税法の規定に従つて課税することを妨げるものではない。

多数国間投資保証機関

○ 多数国間投資保証機関設立条約（抄）

第四十七条 租税

- (a) 省略
- (b) 加盟国は、機関が総務及び総務代理に支払う手当若しくは理事会議長、理事、理事代理、総裁及び職員に支払う給料、手当その他の給与に対し、又はこれらに関しては、これらの者が当該加盟国の国民でないときは、いかなる課税も行つてはならない。
- (c)・(d) 省略

国際投資紛争解決センター

○ 国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（抄）

第二十四条

- (1) 省略
- (2) センターが議長若しくは理事会の構成員に支払う手当若しくは事務局の職員若しくは使用人に支払う給料、手当その他の給与に対し、又はこれらに関しては、これらの者が当該締約国の国民でないときは、いかなる租税も課してはならない。
- (3) 省略

(注1) 適用される条約や協定等は、国際機関ごとに異なります。

上記以外の条約や協定等については、勤務していた国際機関の条約や協定等をご確認ください。

(注2) 上記の条約や協定等の下線は、追記したものです。